

資料編

資料編

1 守谷市内の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供事業所

平成23年11月30日現在

施設名称	障がい福祉サービス	地域生活支援事業
守谷市障害者福祉センター	生活介護 就労継続支援（B型）	日中一時支援事業
守谷市障害者相談支援センター	相談支援	
守谷市こども療育教室	児童デイサービス	
指定通所介護事業所 あいた	生活介護	
障害者支援施設 さくら荘	短期入所 生活介護 施設入所支援	日中一時支援事業
アネシス障害者居宅介護事業所	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	移動支援事業 訪問入浴サービス
守谷市社協ヘルパー ステーション	居宅介護 同行援護 重度訪問介護	移動支援事業
ケアステーション・ モリヤ	生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	
ショートステイ介護施設 すみれ	短期入所	
エスポワール		地域活動支援センター 型

2 障がい程度区分別障がい福祉サービス利用一覧表

サービス名称	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ホームヘルプ)							
短期入所 (ショートステイ)							
同行援護 1	身体介護を伴わない	身体介護を伴わない					
共同生活介護 (ケアホーム)							
生活介護 2			50歳以上				
行動援護 3							
施設入所支援 4				50歳以上			
重度訪問介護 5							
療養介護 6							
重度障がい者等 包括支援 7							

(注) 平成23年10月現在で実施するサービス体系から障がい程度区分ごとに列記

1： 身体介護を伴わない

同行援護アセスメント票の項目中、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかが1点以上であり、かつ、移動障がいの点数が1点以上

身体介護を伴う

上記のほか、障がい程度区分2以上であり、歩行・移乗・移動・排尿・排便のいずれか1つが「できる」以外と認定された者

2： 障がい程度区分3以上（50歳以上は区分2以上）

施設入所者の場合は障がい程度区分4以上（50歳以上は障がい程度区分3以上）

3： 行動関連項目8点以上

4： 生活介護利用者は障がい程度区分4以上（50歳以上は障がい程度区分3以上）

5： 二肢以上に麻痺があり、歩行・移乗・移動・排尿・排便すべてに「できる」以外と認定された者

6： 気管切開で人工呼吸器装着のALS患者は障がい程度区分6の者

筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は障がい程度区分5以上の者

7： 意思の疎通が著しく困難な者、人工呼吸器使用・知的最重度又は行動関連項目15点以上

3 用語解説

「あ」行

育成医療

身体に障がいや病気があり，放置すると将来身体に障がいが残る可能性があるが，手術などの治療で障がいの改善が期待できる18歳未満の児童に対して，医療費の一部が公費で負担される制度。

A L S（筋萎縮性側索硬化症）

運動筋が広範囲に障がいされる運動ニューロンの変質疾患。通常は，手や足などの筋力低下，けいれんにはじまり，疲労感，嚥下困難や発声障がい，非対称性の萎縮性の拡大などが起こり，やがて呼吸筋も麻痺し，人工呼吸器の装着が必要となる。原因は不明で，難病に指定されている。

「か」行

更生医療

身体に障がいや病気があり，放置すると将来身体に障がいが残る可能性があるが，手術などの治療で障がいの改善が期待できる18歳以上の身体障がい者手帳を取得している人に対して，医療費の一部が公費で負担される制度。

筋ジストロフィー

筋そのものが侵される遺伝的疾患で，筋肉の拘縮，骨格の変形をきたし，重症例では，歩行不能，呼吸機能障がい，神経障がいを起こす。発病年齢や発病部位，進行度などから6型に分類されている。

権利擁護

障がいの特性により生活支援制度や介護保険サービスや障がい福祉サービスが容易に利用できない，身の回りのことや金銭管理ができないなど，判断能力が十分でないために生じるさまざまな問題や虐待，権利侵害，詐欺などの被害から障がいのある人の権利を守るため，本人に代わって代理人が権利を行使し，介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用援助や金銭管理など支援を行う。

コミュニケーション

思想・感情などを伝え合うこと。その手段としては，言葉・身振り・文字・絵などさまざまなものがある。

旧法施設

平成23年度までにおいて，障害者自立支援法の規定に基づく施設体系を選ばず，支援費制度における施設体系でサービスを提供する施設。平成23年度末までの政令で定める日までは，障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスとみなされる。

「さ」行

障がい福祉サービス

「居宅介護」や「生活介護」など10種類からなる「介護給付」と、「自立訓練」や「就労移行支援」など4種類からなる「訓練等給付」を総称する呼称。

社会的障壁

障害者基本法第2条第2項にて「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう」と定義されている。

身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され，援護を受けることができる人であることを確認する証票。対象となる障がいは，視覚，聴覚又は平衡機能，音声機能・言語機能又はそしゃく機能，肢体不自由，内部機能（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう・直腸，小腸機能，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能，肝臓）で，障がいの程度により1級から6級の等級がある。

精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として，精神疾患を有する人のうち，精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳で，障がいの程度により1級から3級の等級がある。

障害者試行雇用事業（トライアル雇用）

公共職業安定所（ハローワーク）が紹介する障がいのある人を労働者として短期間（原則として3か月）雇用し，その間，企業と労働者相互の理解を深め，企業は能力や適性を把握し，労働者は仕事をするうえで必要な指導などを受け，その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る制度。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

職場適応のために支援を要する障がいのある人が働く職場に出向き，障がいの特性を踏まえた直接支援（職場内外の支援環境の整備など）を行う専門職員。

精神通院医療

精神疾患により通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人に精神医療機関などへの通院医療費の一部が公費で負担される制度。

障がい程度区分

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため，障がいのある人の心身状態を総合的に表す区分であり，市町村が障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項のひとつ。障がい程度区分は，区分1から区分6までである。

成年後見制度

知的障がい，精神障がい，発達障がい，認知症などの理由により判断能力が不十分で，自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産管理や介護保険サービスや障がい福祉サービス利用の契約，遺産分割協議などをサポートする。

家庭裁判所の審判に基づき成年後見人，保佐人，補助人から援助を受ける。

新体系施設

障害者自立支援法の規定に基づく施設体系で，障がい福祉サービスを提供する施設。

重症心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由を重複している障がい。

「た」行

地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に，障害者自立支援法の規定に基づいて市町村や都道府県が実施する事業。地域の実情に応じて，障がいのある人の地域における生活を支えるさまざまなサービスを実施する。サービスの内容により「必須事業」と「任意事業」がある。

地域自立支援協議会

障害者自立支援法に基づき市町村が設置する協議会で，障がいのある人の地域での生活を支えるため，相談支援事業などの支援システム及びネットワークづくりにおける中核的な役割を担う機関。

特別支援教育・特別支援学校

従来の特殊教育の対象とされる障がいだけでなく，学習障がい(LD)，注意欠陥多動性障がい(ADHD)，高機能自閉症を含めて障がいのある児童の自立や社会参加に向けて，その一人ひとりの教育的ニーズを把握し，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。また，従来の養護学校，盲学校，聾学校は，特別支援学校に名称変更。

「は」行

発達障がい

乳幼児期から幼児期にかけてさまざまな原因で影響し，発達の遅れや機能獲得の困難さなどが生じる心身の障がい。代表的なものとしては，広汎性発達障がい(自閉症・アスペルガー症候群など)，注意欠陥多動性障がい(ADHD)，学習障がい(LD)などがある。

バリアフリー

公共の建築物や道路，個人の住宅などにおいて，段差の解消や手すりの設置など，高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計にすることをいう。また，障がいのある人に対する差別意識などの内面的な障壁を取り除くことも解される。

補装具費

身体に障がいのある人に対して，身体に装着（装用）することで，身体機能を補完・代替し，日常生活や就学・就労に長期にわたって継続して使用される補装具（義肢，補聴器，車いすなど）の購入費，修理費の全部又は一部を支給する制度。

「ま」行

民生委員・児童委員

民生委員は，民生委員法に基づいて市町村の区域に配置されている民間の行政協力機関をいう。報酬を目的としない名誉職で，市町村議会の議員の選挙権を有する者の中から適任と認められるものが，都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。児童福祉法に規定する児童委員も兼ねている。

モニタリング

あらかじめ設定しておいた計画や目標 指示について，その進捗状況を随時，確認・把握し評価すること。また，評価するだけでなくその結果を記録して，計画の見直しを検討する一連の過程すべてを指す場合もある。

「や」行

要約筆記者派遣事業

手話をコミュニケーション手段としない聴覚障がい者などに要約筆記者を派遣し，障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する。

要約筆記

聴覚障がい者に対して，人が話をしている内容をその場で要約して，ノート，スクリーン，パソコンなどで情報を伝える方法。

「ら」行

療育手帳

知的障がい者に対して，一貫した指導・相談を行うとともに，福祉の援護を受けやすくするために，一定程度以上の障がいのある人に対し，申請に基づいて障がい程度を判定し，療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事が交付する。障がいの程度により，「A，A，B，C」の4つの等級がある。